日本心臓リハビリテーション学会「心臓リハビリテーション レジストリー」に関する データ管理および利用規定

第1条

本規定は、日本心臓リハビリテーション学会の「心臓リハビリテーションレジストリー」 (以下、本レジストリー)に関するデータ管理とそのデータを使用する際の手続きについて示す.

なお,「心臓リハビリテーションレジストリー」とは,日本心臓リハビリテーション学会が我が国の心臓リハビリテーションの実態把握と普及およびエビデンス構築のために設立した登録システムとそのデータベースおよびこれを利用して行う二次研究を総称して指す.

第2条

本レジストリーは、日本の心臓リハビリテーションの発展のために、日本心臓リハビリテーション学会の事業として実施される.

実施は学会員の所属施設および委員会事務局と別途委託された外部機関により管理・集計され、各データの帰属は各施設と学会に存するが、データ管理については日本心臓リハビリテーション学会心臓リハビリテーションレジストリー施設認定制度委員会により厳正に行われる。また、日本心臓リハビリテーション学会は会員だけではなく、心臓リハビリテーションの啓発のために、広く国民に対してこの結果を公開するものである。

第3条

集計は、年1回・歴年度毎に、さらに必要に応じてレジストリー施設認定制度委員会の 責任で行う.解析は、レジストリー解析小委員会の責任で行うものとし、二次研究結果 の公表は各研究組織(研究申請者および実施者)が行う.

第4条

集計結果の公表は、日本心臓リハビリレーション学会学術集会および関連学会・研究報告会において、レジストリー施設認定制度委員会、レジストリー解析小委員会、あるいは各関連領域の担当委員会の担当委員が報告する。また、学会機関誌「日本心臓リハビリテーション学会誌」に掲載する。掲載の責任はレジストリー施設認定制度委員会、レジストリー解析小委員会、編集委員会が持つ。

第5条

国民一般への公表に関しては、登録レジストリー施設認定制度委員会と広報委員会が中心となり、ホームページ上への掲載やパンフレット作成などの方法で行う.

第6条

全国集計の公的使用(海外,国内の学会発表など)に関しては、レジストリー施設認定制度委員会が判断して発表を行うが、必要な場合に各関連委員会または研究組織と協議する.

第7条

本レジストリーのデータ使用および二次研究の実施とそのデータ使用については、別途 定める「データ利用および二次研究に関する細則」に従う.

但し、二次研究のデータ使用の申請については、二次研究を取り扱う学会のレジストリー施設認定制度委員会または研究組織の承認を必要とする.

付則

この規定は、平成25年4月1日より施行する.

この改正は、平成28年8月1日より施行する.